

振替加算の総点検とその対応について

1. 概要

ご夫婦のいずれかの年金に加給年金が加算されている方（以下、便宜的に加給年金が加算されている方を「夫」*とします。）で、その加給年金の支給が終了したにもかかわらず、振替加算が支給されていないものについて総点検を行った結果、ご夫婦のいずれかが共済年金を受給している方を中心に、夫に生計を維持されているにもかかわらず、配偶者（妻）に振替加算が支給されていない事象が判明しました。

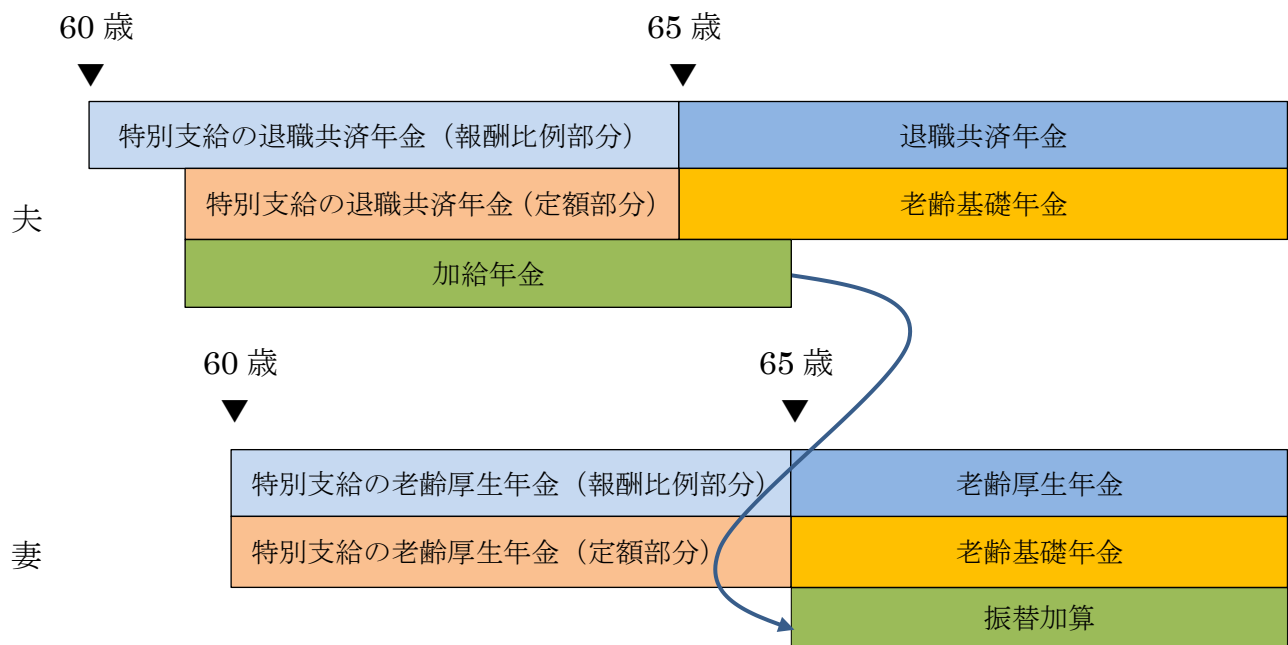
該当のお客様には、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

※妻に加給年金が加算されている場合も同様です。その場合は、「夫」を「妻」と、「配偶者（妻）」を「配偶者（夫）」と読み替えてください。

【加給年金と振替加算】

夫の厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年以上（一部例外あり）ある場合で、その方に生計を維持されている配偶者(妻)がいるときは、一定の年齢に達したときに、夫の老齢厚生年金または退職共済年金に加給年金が加算されます。

この加給年金は、配偶者(妻)が65歳に到達すると支給が終了しますが、それに代わり、配偶者(妻)の老齢基礎年金に、配偶者(妻)の生年月日に応じた額が加算されます。これを「振替加算」といいます。



※ 夫は加入期間が20年以上ある退職共済年金を受給し、妻は加入期間が20年未満の老齢厚生年金を受け取っている場合の例です。夫が老齢厚生年金を受け取っている場合でも同じです。

なお、妻が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金または退職共済年金を受け取っている場合は、加給年金、振替加算とも支給されません。

2. 振替加算が支給されていない方の数

今回の総点検で判明したのは、105,963 人です。そのうち、ご夫婦のいずれかが共済年金を受給している方が 101,324 人（全体の 96%）です。

3. 振替加算が支給されていない方への対応

振替加算が支給されていない方への対応は、以下のとおりです。

○振替加算のお支払いにあたり、お客様への確認などの必要がないお客様

- ・平成 29 年 11 月上旬にお手紙をお送りします。
- ・お手紙の到着後に、「年金振込通知書」でお支払いする金額をお知らせします。
なお、お支払いする額は、振替加算が加算される時点までさかのぼって計算した額になります。
- ・平成 29 年 11 月 15 日にお支払いします。

○振替加算のお支払いにあたり、お客様への確認などが必要なお客様

老齢基礎年金以外に障害基礎年金などの年金を受け取る権利をお持ちの方など、振替加算のお支払いにあたり、日本年金機構での確認の結果、お客様への確認が必要な場合には別途、お手紙をお送りします。

○振替加算をお支払いすべき方が亡くなっている場合

ご遺族の方を日本年金機構で調査し、判明次第、未支給年金を請求できる可能性のあるご遺族の方にお手紙を差し上げます。

- * なお、上記対象者の方とは別に、夫に加給年金が加算されているにもかかわらず、妻からは「夫に生計維持されていない」と申告されている方がいらっしゃいます。
これらの方については、平成 29 年 12 月に、確認の手紙をお送りし、生計維持が確認できた場合には、別途、振替加算をお支払いいたします。

4. 本件に関するお問い合わせ先

このたびは、お客様にご迷惑をおかけして大変申し訳ありません。今回の事案に関して、お支払いの対象となるお客様には、日本年金機構からお手紙を差し上げることにしています。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、下記「振替加算専用ダイヤル」へお問い合わせいただけますよう、お願いします。

なお、お問い合わせをいただく際には、恐れ入りますが、お手元に基礎年金番号が分かる書類（※）をご準備ください。

（※）年金証書、支給額変更通知書、年金額改定通知書などになります。

振替加算専用ダイヤル（9月14日(木)～受付開始いたします。）

0570-030-261 (ナビダイヤル)

※一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

受付時間：平日の午前8時30分から午後8時まで

土曜日及び日曜日については、午前8時30分より午後5時15分まで